

物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金交付要綱

物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第1条 物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業費補助金（以下、「補助事業」という。）は、エネルギー価格高騰により厳しい経営環境に直面している県内物流事業者に対し、燃料費及び運営費高騰分の一部を支援することにより、県内物流機能の維持を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は秋田県内に本社、支社、支店または営業所を有し次の事業を行う者とする。

- (1) トラック運送事業者支援については、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条に定める貨物自動車運送事業。ただし、靈柩運送に限った事業を除く。
- (2) 倉庫業者支援については、倉庫業法第2条（昭和31年法律第121号）第2項に定める倉庫業。

2 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

- (1) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）が経営に参画している事業者。
- (2) 国税または県税を滞納している者。

（補助対象者の努力義務）

第3条 補助対象者は、物流事業の生産性の向上・効率化とともに、運送料金及び倉庫料金の適正な転嫁や従業員の労働環境の改善について努力するものとする。

（補助対象）

第4条 補助事業の対象は、次のとおりとする。

(1) トラック運送事業者支援

県内において貨物自動車運送事業の用に供する車両（以下「補助対象車両」という。）に係る燃料費。ただし、次条に定める補助対象期間に貨物自動車運送事業の用に供していた車両の燃料費に限る。

(2) 倉庫業者支援

県内において倉庫業法第5条に定める登録簿に登録されている倉庫のうち、次に掲げる倉庫（以下「補助対象倉庫」という。）に係る運営費。ただし、次条に定める補助対象期間に倉庫業の用に供していた倉庫で、かつ電力を使用する設備を有する倉庫の運営費に限るものとする。

- ア 常温倉庫（一類倉庫、二類倉庫、三類倉庫、トランクルーム、危険品倉庫）
- イ 定温倉庫
- ウ 冷蔵倉庫（冷蔵倉庫C級）
- エ 冷凍倉庫（冷蔵倉庫F級）

なお、倉庫の分類は同法施行規則（昭和31年運輸省令第59号）第3条の規定によるものとし、定温倉庫とは、一類倉庫のうち、米等穀物の品質管理を目的に、年間を通じて一定の温度管理を要する倉庫をいう。

（補助対象期間）

第5条 補助事業における補助対象期間は次のとおりとする。

補助事業	補助対象期間
(1) トラック運送事業者支援	令和8年1月～令和8年3月
(2) 倉庫業者支援	令和7年4月～令和8年3月

（補助金の額）

第6条 補助金の額は次のとおりとする。

(1) トラック運送事業者支援

別表に定める車両区分ごとに、1単位あたり単価に対象車両の台数を乗じた金額の合計。

なお、交付申請額の上限額は200万円とする。

(2) 倉庫業者支援

別表に定める倉庫区分ごとに、1単位あたり単価に対象倉庫の登録面積または登録容積を乗じた金額の合計で、1,000円未満を切り捨てて算出した金額。

（交付申請）

第7条 補助を受けようとする事業者は、令和8年1月26日から令和8年3月6日までに交付申請書を知事あてに提出するものとする。

2 交付申請にあたり提出する書類は補助対象者の区分ごとに次のとおりとする。

(1) トラック運送事業者支援

- ア 交付申請書（様式第1号の1）
- イ 補助対象車両の一覧表（様式第2号の1）
- ウ 誓約書（様式第3号）
- エ 貨物自動車運送事業の許可証（ただし公益社団法人秋田県トラック協会の会員は除く）
- オ 補助対象車両の車検証の写し
- カ 「ホワイト物流」推進運動に係る持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言（宣言済みの企業のみ）

(2) 倉庫業者支援

- ア 交付申請書（様式第1号の2）
- イ 補助対象倉庫の一覧表（様式第2号の2）
- ウ 誓約書（様式第3号）
- エ 「ホワイト物流」推進運動に係る持続可能な物流の実現に向けた自主行動宣言（宣言済みの企業のみ）

(交付決定)

第8条 知事は、前条の交付申請について審査を行い、補助金を交付することが適當と認める場合には、補助金等交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助対象者は、補助金等の支払を受けようとするときは、請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (2) 申請時に誓約した内容に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に対する補助金が支給されているときは、当該支給を受けた事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第 11 条 補助対象者は、補助金に係る経理について、収支の事実に関する証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日が属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 12 条 財務規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

(別表)

補助事業	区分	単位	1 単位 あたり 単価
(1) トラック運送 事業者支援	普通貨物自動車	車両 1 台	15,000 円
	軽貨物自動車	車両 1 台	4,000 円
(2) 倉庫業者支援	常温倉庫 (一類倉庫、二類倉庫、 三類倉庫、 トランクルーム、 危険品倉庫)	登録面積 1 m ²	60 円
	定温倉庫	登録面積 1 m ²	90 円
	冷蔵倉庫（冷蔵倉庫 C 級）	登録容積 1 m ³	150 円
	冷凍倉庫（冷蔵倉庫 F 級）	登録容積 1 m ³	270 円

(附則)

この要綱は令和 6 年 2 月 26 日から施行する。

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 7 年 2 月 20 日から施行する。

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 7 年 12 月 19 日から施行する。